

# 4月から町の行政組織が変わります

近年の豪雨災害などへの対応の強化および商工観光と都市計画が一体となって未来を見据えたまちづくりを推進するため、行政組織の一部を変更しますのでお知らせします。

また、新たな住民サービスとして、2月19日から先行して生涯学習センターでの「住民票および印鑑証明の発行」を開始したほか、4月からは亡くなられた方に関する手続きを複数の課の窓口に移動することなく1カ所で行うことができる「**おくやみ窓口**」を設置し、ご遺族の手続きの負担軽減を図ります。

## 主な変更内容

### ①【防災危機管理課】を新設

防災計画の適宜改定、災害時の指揮命令系統の確立、避難所の確保、自主防災組織の育成を行い、近年の豪雨災害や想定されている地震災害への対応の強化を図ります。

### ②【まち未来創造課】を新設

まちづくりの実践の核となる商工観光部門と、まちづくりのハード計画を担う都市計画部門を融合させたまちづくりを進め、シティプロモーションにより町の魅力を発信します。

### ③所掌事務の見直しに伴う課の名称変更など

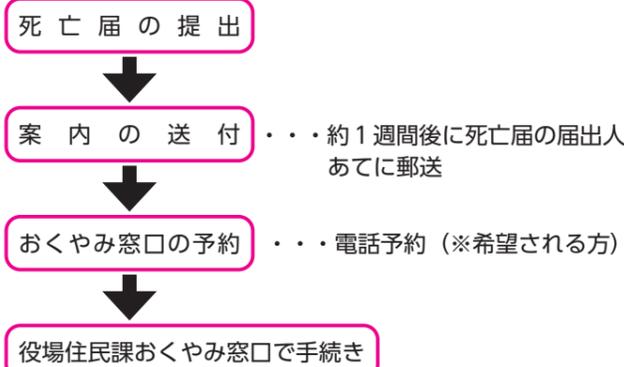
- ◆ 経済課⇒新名称【農業政策課】  
商工観光振興係を「まち未来創造課」へ移管
- ◆ 環境対策課⇒新名称【生活環境課】  
環境衛生係、廃棄物対策係に加え、  
下水道係を新たに所管
- ◆ 指導室⇒新名称【指導課】
- ◆ 企画課⇒新名称【政策企画課】  
シティプロモーション係を「まち未来創造課」へ移管
- ◆ 都市整備課⇒廃止  
下水道係を「生活環境課」へ  
都市計画係・都市施設係を「まち未来創造課」へ移管

問い合わせ先 役場総務課 庶務行政係 ☎68-2211 (内線318)

## おくやみ窓口のご案内

～お亡くなりになった方の行政手続きをワンストップでできるように4月から「おくやみ窓口」を開設します～

### ●手続きの流れ



※予約は死亡届提出日の約1週間後にご案内が届くまでお待ちください

ご家族（ご親族）がお亡くなりになった場合、ご遺族の皆さまは、どのような手続きをしたらいいのかわからない場合がほとんどだと思います。

そこで、町では、ご遺族の方の負担をなるべく少なくするため、1カ所で手続きを済ませることができるよう、4月から「おくやみ窓口」を設置します。

おくやみ窓口での手続きをご希望される場合は、案内が届きましたら、事前予約のうえで、役場住民課おくやみ窓口までお越しください。

なお、お急ぎの場合は、今までどおり各課を回って手続きしていただくこともできます。

問い合わせ先 役場住民課 窓口係 ☎68-2211 (内線161)

# 利根町行政組織

【令和3年4月1日施行】

